

合併浄化槽・下水道できれいなまちづくり



お問い合わせ先

市民課環境係

☎ 0986-76-8805

大隅支所地域振興課環境係

☎ 099-482-5923

財部支所地域振興課環境係

☎ 0986-72-0934

水道課下水道係

☎ 0986-76-8812

下水道…一定区域内の家庭排水を、一挙に処理・浄化する施設です。

浄化槽…家庭から排出される生活排水を戸別に処理し、環境に影響のない状態で放流するための、家庭用浄化設備です。

単独浄化槽

(トイレの排水のみ処理)

トイレ以外の排水はそのまま排水



合併浄化槽・下水道に転換すれば…

合併浄化槽

(家庭内排水を全て処理)

能力は単独浄化槽の

約 8 倍 !!

下水道



合併浄化槽・下水道への転換を !!

【浄化槽補助金制度】

(末吉町・大隅町)

・末吉町・大隅町では、合併浄化槽の設置者に対して一定の補助金を交付する制度です。

(財部町)

・財部町では、浄化槽本体の設置工事（配管工事等は除く）を市が行い、使用者には、毎月使用料を支払って使用していただく制度です。

※曾於市では、上記2種類の制度で合併浄化槽設置の推進を図っています。

制度の詳細な内容や浄化槽設置に関する手続き、その他ご不明な点がございましたら、各支所環境係へご連絡下さい。